

東京造形大学 学則

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 東京造形大学（以下「本学」という。）は、デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造、産業の発展、国家社会の福祉に貢献することを目的とする。
- 2 本学の学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検及び評価)

- 第 2 条 本学は、前条に規程する目的を達成するため、教育・研究活動の状況について自己点検及び評価を行い、教育・研究水準の維持向上に努める。
- 2 前項の自己点検及び評価の実施等について必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第 2 条の 2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を組織的に実施するものとする。
- 2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(学部・学科、大学院及び収容定員等)

- 第 3 条 本学に造形学部及び大学院を置く。
- 2 前項の造形学部（以下「学部」という。）に、デザイン学科と美術学科を置き、収容定員等は次のとおりとする。
- | | | |
|--------|--------|------------------|
| デザイン学科 | 1168 名 | (入学定員 285 名) |
| | | (3 年次編入学定員 14 名) |
| 美術学科 | 390 名 | (入学定員 95 名) |
| | | (3 年次編入学定員 5 名) |
| 合計 | 1558 名 | (入学定員 380 名) |
| | | (3 年次編入学定員 19 名) |
- 3 大学院については、別に定める。

(図書館)

- 第 4 条 本学に附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。
2 図書館については、別に定める。

（美術館）

- 第 5 条 本学に附属美術館（以下「美術館」という。）を置く。
2 美術館については、別に定める。

（事務局）

- 第 6 条 本学に事務局を置く。
2 事務局組織については、別に定める。

（職員及び職務権限）

- 第 7 条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、並びに事務職員及び技術職員その他の職員を置く。
2 学長は、この学則に定める職務を行い所属職員を統督する。
3 学部長、教授、准教授、講師、助教、並びに事務職員及び技術職員その他の職員の職務は、学校教育法、その他の法令及び本学の諸規程に定めるところによる。
4 職員の任免その他の人事については、別に定める。

（名誉教授）

- 第 8 条 本学は、教授であった者に対し、名誉教授の称号を贈ることができる。
2 名誉教授については、別に定める。

（図書館の長）

- 第 9 条 図書館に館長（以下「図書館長」という。）を置き、本学の教授をもって充てる。
2 図書館長については、別に定める。

（美術館の長）

- 第 10 条 美術館に館長（以下「美術館長」という。）を置き、本学の教授をもって充てる。
2 美術館長については、別に定める。

（教授会）

- 第 11 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

(学生委員会)

第13条 本学に学生委員会を置く。

2 学生委員会は本学の教授、准教授、助教及び事務職員をもって組織し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生生活に関する事項
- (2) 学生の就職に関する事項

3 学生委員会は、学生委員会委員長が招集し、その議長となる。

4 学生委員会については、本条に定めるもののほか別に定める。

第2章 学 事

(修業年限及び在学年限)

第14条 本学の修業年限は4年以上とする。ただし、在学期間は8年を超えることができない。

(学年度及び学期)

第15条 学年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年度は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終わる。

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 学長は、前項に定める学期については、事情により、学期の数又は期間を変更することがある。

(休業日)

第16条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 (10月20日)
- (4) 春期休業日 (3月21日から4月10日まで)
- (5) 夏期休業日 (7月11日から8月31日まで)
- (6) 冬期休業日 (12月20日から翌年1月10日まで)

2 学長は、前項に定められた休業日のほかに臨時の休業日を設け、又は事情に

よりこれらの休業日、又は期間を変更することができる。

(入学、休学及び復学の許可)

第17条 本学に入学しようとする者もしくは本学の学生で休学又は復学しようとする者は、第21条第1項、第24条第1項又は第27条の定めるところにより学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 学長は、前項について、教授会の意見を聴いて決定する。

(入学の時期)

第18条 入学の時期は学年度の初めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の高等課程（就業年限が3年以上であることその他の文部科学省が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（旧制諸学校を卒業した者等）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により、高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）資格検定に合格した者
- (8) 本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学検定試験)

第20条 入学検定試験は、受験者の人物及び学力について総合的に判定し、行う。

2 入学検定試験を受けようとする者は願書、履歴書、前条各号の一に該当することの証明書、その他別に定める書類に別表第4号に定める検定料を添えて願い出なければならない。

- 3 入学検定試験については、本条に定めるもののほか別に定める。

(入学の手続き)

- 第21条 入学の許可を求める者は、前条の入学検定試験に合格したうえで、別に示す期日までに、第23条に定める保証人と連署の誓約書、その他別に定める書類に第45条に定める学費を添えて提出しなければならない。
- 2 前項に定める入学の手続きをしない者に対しては、入学を許可しない。

(学籍)

- 第22条 前条第1項に定める入学の手続きをした者は、本学の学籍に入れ、学籍簿に登録する。
- 2 前項の定めるところにより本学の学籍を有する学生は、この学則その他別に定める規定に基づき、学生の身分に伴う権利を有し義務を負うものとする。

(保証人)

- 第23条 保証人は父母又は独立の生計を営む者とし、保証する学生の身上に係る一切の責任を負うものとする。
- 2 保証人は、その住所及び身上等に異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。
 - 3 学生は、保証人が死亡し又は保証人がその資格を失ったときは、すみやかに保証人を定めて届け出なければならない。この場合当該保証人は、元の保証人が死亡し又は保証人の資格を失ったときにさかのぼって、第1項に定める責任を負うものとする。

(休学)

- 第24条 休学を希望する者は、願書により学長に願い出て休学することができる。
- 2 休学の届出時期によっては、届出が受理されない場合がある。
 - 3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めた場合は、第1項に定める休学の願い出をまたず当該学生を休学させることができる。
 - 4 休学の手続きについて必要な事項は、別に定める。

(休学の期間)

- 第25条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由のある場合は前条の手続きを経て引き続き休学し、又は休学させることができる。
- 2 休学の期間は、在学期間内に通算して、4年を超えることはできない。ただ

し、休学の理由が本籍国での兵役と認められた場合（以下、「兵役による休学」という。）は、当該の期間を、第14条に定める在学期間、及び休学の期間に算入しない。

（休学期間中の授業料及び施設設備費の徴収免除）

第26条 休学する者又は休学を命ぜられた者については、休学の最初の日の属する月から休学期間の満ちた日の属する学期末までの、科目授業料の全額、基礎授業料及び施設設備費の半額を免除する。

2 前項に関わらず、兵役による休学の場合は、休学の最初の日の属する月から休学期間の満ちた日の属する学期末までの、授業料及び施設設備費の全額を免除する。

（復学）

第27条 休学者は、学期のはじめでなければ復学することができない。また、休学者が復学しようとするときは、復学願いにより学長に願い出てその許可を経て復学することができる。

（編入学）

第28条 次の各号の一に該当する者で、本学の相当学年に編入学しようとする者は、所定の手続きを経て許可を受けなければならない。

- (1) 大学を卒業した者、又は2学年以上在学し退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専門士の称号を授与された者、又は修業年限が2年以上で、かつ、その他文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了し、所定の基準を満たす者
- (4) 他の大学に2学年以上在学中の者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、学長が認めた者

2 学長は前項の者につき、必要な選考を行い、定員の範囲内で教授会の意見を聴いて編入学を許可することができる。

3 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに編入学年については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

4 第1項の者については、本学則を準用する。

5 編入学については、本条の定めるもののほか別に定める。

（転学科等）

第29条 本学の学生で他の学科等に転学科等しようとする者は、所定の手続きを経て許可を受けなければならない。

- 2 学長は前項の者につき必要な選考を行い、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴いて転学科等を許可することができる。
- 3 転学科等については、本条の定めるもののほか別に定める。

(転学)

- 第30条 本学の学生で他の大学の相当学年に転学しようとする者は、理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の者につき、その理由を審査し、その結果に基づき教授会の意見を聴いて、転学を許可する。
 - 3 転学する学生は、転学した日の属する月までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(退学)

- 第31条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願書に学生証を添えて学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 学長は、前項の者につき、その理由を審査し、その結果に基づき教授会の意見を聴いて、退学を許可する。
 - 3 退学する学生は、退学した日の属する月までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(除籍)

- 第32条 学長は、次の各号の一に該当する者を教授会の意見を聴いて、除籍することができる。
- (1) 在学期間が所定の年数を超えた者
 - (2) 第25条第2項に定める休学の期間を過ぎても復学について願い出のない者
 - (3) 授業料及び施設設備費を滞納し、2ヶ月を経過した者
 - (4) 死亡又は2年以上行方のわからない者
- 2 転学又は退学した学生については、学籍から除くものとする。

(再入学)

- 第33条 学則31条による退学者、又は第32条による除籍者が、再入学しようとする場合には、学長は教授会の意見を聴いて許可することができる。
- 2 再入学については、本条に定めるもののほか別に定める。

(教育課程)

- 第34条 本学の教育課程は、人間形成科目、ハイブリッド科目及び専門科目並びに教職に関する専門教育科目と、学芸員に関する専門教育科目とにより編成する。
- 2 各学科の授業科目及び単位数は別表第1号に示すとおりとし、教職に関する専門教育科目は別表第2号に、学芸員に関する専門教育科目は別表第3号に、それぞれ示すとおりとする。
 - 3 開設する授業科目は、学科によって、それぞれ必修・選択必修及び自由選択に区分する。

(単位の計算方法)

- 第35条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果並びに授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に示す基準によって計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験・実習及び実技の科目については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 前項の規定にかかわらず、卒業研究・卒業制作については、これらの学修の成果を評価して、別表教育課程に定める単位数を与える。

(修得単位数)

- 第36条 本学の学生は、4年以上在学し、第34条に規定する教育課程については、別に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。
- 2 教育課程の配当年次において、教授会が定める授業科目の単位を修得できなかった者は、留年とし、再度その年次において履修しなければならない。

(教職課程及び学芸員課程)

- 第37条 教育職員免許状又は学芸員の資格を修得するためには、前条に規定する単位のほか、それぞれ、法令に基づき本学が定める教職に関する専門教育科目と教科に関する専門的事項、又は学芸員に関する専門教育科目を修得しなければならない。
- 2 前項により、本学で修得できる教育職員免許状の種類並びに学芸員の資格は次の各号に掲げるとおり。
 - (1) デザイン学科・美術学科
 - 美術 高等学校教諭一種普通免許状、中学校教諭一種普通免許状
 - 工芸 高等学校教諭一種普通免許状

(2) デザイン学科・美術学科
学芸員の資格

3 教職課程及び学芸員課程の履修等については、別に定める。

(単位の認定)

第38条 授業科目を履修した学生については、当該科目の試験又は研究報告等の成績を評価の上、所定の単位の修得を認定する。

2 前項の授業科目の単位の認定等については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第39条 本学において、学生が本学へ入学する前に他の大学、短期大学、高等専門学校専攻科及びその他文部科学大臣が別に定める学修において修得した単位の内、本学が、本学の授業科目の単位の相当すると認めた場合は、教授会の意見を聴いて、その単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、本学において認めることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第40条による単位と合わせて60単位を限度とする。

(他大学等での修得単位の認定)

第40条 本学において、本学が必要と認めるとき、学生は他の大学・短期大学等や本学以外の教育施設、その他文部科学大臣が別に定める学修、又は外国の大学等との協議に基づき留学する場合、本学の教育課程に相当する科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目については、本学の教育課程に相当する科目に限り、教授会の意見を聴いて、第39条による単位と合わせて60単位を限度として、本学で修得した単位として認めることができる。

(試験及び成績評価等)

第41条 履修した授業科目に関する試験は、原則として、每学期末又は年度末に行う。ただし、授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

2 前項による試験等の成績の評価は、S (90点～100点)、A (80点～89点)、B (70点～79点)、C (60点～69点)、F (59点以下) の5段階に区分し、S・A・B・Cを合格とする。

(教育課程修了の認定)

第42条 所定の単位を修得した学生につき、学長は、教授会の意見を聴いて、教育課程の修了を認定する。

(卒業)

第43条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得し、前条の認定を受けた者について、学長は、卒業を認定し、「卒業証書・学位記」を授与する。

(学位)

第44条 学長は、本学を卒業した者に、「学士」(造形)の学位を授与する。

2 前項の学位の授与について必要な事項は、別に定める。

第 3 章 学 費

(学費)

第45条 学費は次のとおりとし、納付額は別表第5号に掲げるとおりとする。ただし4年次再履修学生は、初年度に限り基礎授業料及び施設設備費の半額を免除する。

- (1) 入学金
- (2) 基礎授業料
- (3) 科目授業料
- (4) 施設設備費

(納付済の学費の取り扱い)

第46条 前条に定める学費については、納付の後は原則としてこれを返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定の期日までに所定の入学辞退手続きを行い認められた場合は、学費のうち授業料及び施設設備費を返還する。

2 休学の場合は、第26条により免除された額を、納付済みの学費から返還する。

第 4 章 科目等履修生、研究生、委託学生及び研修員

(科目等履修生)

第47条 本学学部学生以外の者で、科目等履修生として本学における一部の科目の履修を希望する者は、教育研究上に支障のない場合及び学生の教育に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴いて選考の上、これを許可することができる。

2 科目等履修生の履修した科目について所定の試験を行ない、合格した者に対して所定の単位を与える。

3 科目等履修生については、本学則を準用する。ただし、第14条、第36条、第39条、第43条、第44条は除く。

- 4 科目等履修生の選考料、登録料及び受講料は、別表第6号に掲げるところによる。
- 5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか別に定める。

(研究生)

- 第48条 研究生として、特定の事項について研究を希望する者は教育研究に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴いて選考の上、許可することがある。
- 2 研究生の選考料及び研究料は、別表第7号に掲げるところによる。

(委託学生及び研修員)

- 第49条 学長は、他の大学から当該大学の学生の教授研究を本学に委託したい旨の申し出があった場合、又は地方公共団体その他からその所属する職員の研修を本学に委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、学生又は職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教授研究に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴いて委託の申し出に応ずる。
- 2 委託の手続き、委託料等、その他委託学生又は研修員につき必要な事項は、本条に定めるもののほか別に定める。

(客員教授及び客員研究員)

- 第50条 本学に客員教授及び客員研究員を置くことができる。
- 2 客員教授及び客員研究員に関しては別に定める。

第 5 章 公開講座

(公開講座)

- 第51条 本学に公開講座を置く。
- 2 公開講座は、デザイン又は美術の教育又は研究にたずさわる者その他一般人に対し、本学の教育を公開し、産業の発展、芸術文化の向上に資することを目的とする。
 - 3 公開講座受講の資格及び手続き、受講料その他経費、公開講座につき必要な事項は、本条に定めるもののほか別に定める。

第 6 章 奨学金

(奨学金)

- 第52条 本学に奨学金の制度を設ける。

2 奨学金の制度については、別に定める。

第 7 章 厚生保健

(医務室)

第 5 3 条 本学に教職員及び学生の保健衛生を管理するために医務室を設ける。

(健康診断)

第 5 4 条 学生は毎年定められた時期に健康診断を受けなければならない。

第 8 章 賞 罰

(表彰)

第 5 5 条 性行が善良で、学習研究にすぐれた業績があり、その他特に本学に貢献した学生に対して、学長は表彰することができる。

(懲戒処分)

第 5 6 条 学生として本学の規則命令に違反し又は学生の本分に反する行為があったとき、学長は、教授会の意見を聴いてこれを懲戒することができる。

- 2 懲戒は退学、停学、訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行が不良で改善の見込みのない者
 - (2) 学力が劣等で成業の見込みのない者
 - (3) 正当の理由がないのに出席が常でない者
 - (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者
- 4 懲戒処分については、本条の定めるもののほか別に定める。

附則 この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から制定・施行し、その後、昭和 42 年 4 月 1 日、昭和 43 年 4 月 1 日、昭和 45 年 12 月 20 日、昭和 47 年 4 月 1 日、昭和 48 年 4 月 1 日、昭和 49 年 4 月 1 日、昭和 49 年 12 月 20 日、昭和 50 年 4 月 1 日、昭和 50 年 12 月 20 日、昭和 51 年 4 月 1 日、昭和 51 年 12 月 20 日、昭和 52 年 4 月 1 日、昭和 52 年 12 月 20 日、昭和 53 年 4 月 1 日、昭和 53 年 6 月 1 日、昭和 54 年 4 月 1 日、昭和 54 年 12 月 20 日、昭和 56 年 4 月 1 日、昭和 56 年 12 月 20 日、昭和 57 年 4 月 1 日、昭和 57 年 12 月 20 日、昭和 58 年 4 月 1 日、昭和 59 年 4 月 1 日、昭和 60 年 4 月 1 日、昭和 61 年 4 月 1 日、昭和 62 年 4 月 1 日、昭和 63 年 4 月 1 日、昭和 63 年 10 月 1 日、平成 元年 4 月 1 日、平成 2 年 4 月 1 日、平成 3 年 4 月 1 日、平成 4 年 4 月 1 日、平成 5 年 4 月 1 日、

平成 6 年 4 月 1 日、平成 6 年 7 月 11 日、平成 7 年 4 月 1 日、平成 8 年 4 月 1 日、平成 9 年 4 月 1 日、平成 10 年 4 月 1 日、平成 11 年 4 月 1 日、平成 12 年 4 月 1 日、平成 13 年 4 月 1 日、平成 14 年 4 月 1 日からそれぞれ、改正・施行した。

附則

- 1 学則第 3 条の収容定員については、平成 10 年度から平成 11 年度までの入学定員の内訳を次のとおり、改める。

デザイン学科	視覚伝達専攻	120 名	(恒定	80 名)
	メディア造形専攻	60 名	(恒定	40 名)
	環境計画専攻	120 名	(恒定	80 名)
	小 計	300 名	(恒定	200 名)
美術学科	絵画専攻	60 名	(恒定	38 名)
	彫刻専攻	40 名	(恒定	24 名)
	比較造形専攻	60 名	(恒定	38 名)
	小 計	160 名	(恒定	100 名)
合 計	460 名	(恒定	300 名)	

- 2 学則第 3 条の入学定員に関しては、平成 12 年度から平成 14 年度までの間、次のとおりとする。

		(平成 12 年度)	(13 年度)	(14 年度)
デザイン学科	視覚伝達専攻	116 名	112 名	108 名
	メディア造形専攻	58 名	56 名	54 名
	環境計画専攻	116 名	112 名	108 名
	小 計	(290 名)	(280 名)	(270 名)
美術学科	絵画専攻	58 名	56 名	54 名
	彫刻専攻	38 名	36 名	34 名
	比較造形専攻	58 名	56 名	54 名
	小 計	(154 名)	(148 名)	(142 名)
合 計	444 名	428 名	412 名	

- 3 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 14 年度以前から在学しているものに対しては、従前の定めによるものとする。

- 4 前項の学則変更に伴い、学則第 3 条の入学定員に関しては、平成 15 年度から平成 16 年度までの間、次のとおりとする。

		(平成 15 年度)	(16 年度)
デザイン学科		280 名	270 名
美術学科		116 名	110 名
合 計		396 名	380 名

- 5 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。

- 6 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行し、在学生に適用する。

- 7 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

- 8 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。

- 9 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

- 10 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

- 11 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改正・施行する。ただし、第 3 5 条教育課程・別表は、平成 23 年度以降の入学者に適用し、平成 23 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。また、第 4 2 条第 2

項については、平成 23 年度及び平成 24 年度 3 年次編入学生は従前どおりとする。
第 4 6 条、第 4 7 条、及び別表第 5 号については、平成 23 年度学部にて在学する
者も同年度より適用する。

- 1 2 この学則は、平成 24 年 5 月 23 日から改正施行する。
- 1 3 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 1 4 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 1 5 この学則は、平成 29 年 7 月 1 日から改正施行する。
- 1 6 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 1 7 この学則は、平成 31 年 2 月 1 日から改正施行する。
- 1 8 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 1 9 この学則は、令和元年 7 月 1 日から改正施行する。